## 議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部改正)、議 案第2号、専決処分の承認について(多度津町都市計画税条例の一部改正)、議案第 3号、専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部改正)、議案第 4号、専決処分の承認について(多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す る条例の一部改正)を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

## 税務課長(泉 知典)

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。 議案第1号から議案第4号までの専決処分の承認についての4議案は、関連のあることか ら、一括して提案説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)が、 平成28年3月29日に可決成立し、3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日 とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地 方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたの で、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、まず、議案第1号、多度津町税条例等の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本町の町税条例の所要の改正を行うものでございます。

1つ目は、個人住民税及び法人住民税に係る延滞金の計算期間等についてでございます。

当初の申告書が提出されており、かつ、その当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる修正申告書の提出日又は更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除して計算することとするものです。

2つ目は、法人税関係でございます。

地方法人特別税・譲与税制度を廃止するなど、法人税の在り方を見直すことにより、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために法人住民税の法人税割の

税率を見直すものでございます。

3つ目は、軽自動車税関係でございます。

グリーン化特例(軽課)の1年延長及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること に伴う所要の規定の整備でございます。

4つ目は、個人住民税関係でございます。

適正な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組みとして、一定の取組みを行う個人「健康診査(人間ドック等医療保険者が行うもの)・特定健康診査(メタボ検診)・定期健康診断・がん検診・医師が関与して行う予防接種」のうち納税者本人が、その年中にいずれかひとつ受けていることを条件に、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、特定一般用医薬品等(いわゆる、スイッチOTC医薬品)を購入費用として年間12,000円を超えて支払った場合には、その費用(年間10万円を限度)のうち12,000円を超える額を所得控除する特例です。

5つ目は、固定資産税関係でございます。

再生可能エネルギー発電設備の一部に「わがまち特例」を導入するなど、固定資産税の 特例措置等の見直しに関するものなどでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、18ページからご覧下さい。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

第18条の2は「災害等による期限の延長」に関する規定で、字句の改正でございます。 施行日は、平成28年4月1日であります。

第18条の3は「納税証明事項」に関する規定で、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する改正でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

19ページから21ページをご覧ください。

第19条は「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」に関する規定で、修正申告等により納付すべき住民税額を減少させる更正があった後に修正申告書等で増額更正があったときは、修正申告等の提出により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

施行日は、平成29年1月1日であります。

21ページ下段をご覧ください。

第34条の4は「法人税割の税率」に関する規定で、法人税割の「標準税率及び制限税率」が引き下げられることに伴い、法人住民税の法人税割の税率を、現行の100分の12.1から、100分の8.4に引き下げを行うものでございます。

施行日は、平成29年4月1日で、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

21ページ下段から22ページをご覧ください。

第36条の2は「町民税の申告」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

22ページ下段から26ページ上段をご覧ください。

第43条は「普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収」に関する規定。

26ページ上段から29ページをご覧ください。

第48条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定。

29ページ下段から32ページまでをご覧ください。

第50条は「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定で、いずれも、修正申告等により納付すべき個人及び法人の住民税額を減少させる更正があった後に修正申告書等で増額更正があったときは、修正申告等の提出により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

施行日は、いずれも平成29年1月1日であります。

32ページ下段から33ページ中段をご覧ください。

第51条は「町民税の減免」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

33ページ下段から34ページをご覧ください。

第56条は「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定。

35ページ下段をご覧ください。

第59条は「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」に関する規定で、どちらも地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、どちらも平成28年4月1日であります。

36ページをご覧ください。

第80条は「軽自動車税の納税義務者等」に関する規定で、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

37ページから38ページをご覧ください。

第81条は「軽自動車税のみなす課税」に関する規定で、地方税法の規定の新設にあわせて新設されたものです。

施行日は、平成29年4月1日であります。

38ページ中段をご覧ください。

第81条の2は「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲」に関する規定で、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についてでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

38ページ下段から39ページをご覧ください。

第82条は「種別割の税率」に関する規定。

39ページ下段をご覧ください。

第83条は「種別割の賦課期日及び納期」に関する規定。

40ページ上段をご覧ください。

第85条は「種別割の徴収の方法」に関する規定。

40ページから41ページまでをご覧ください。

第87条は「種別割に関する申告又は報告」に関する規定。

41ページ下段から42ページ上段までをご覧ください。

第88条は「種別割に係る不申告等に関する過料」に関する規定。

42ページをご覧ください。

第89条は「種別割の減免」に関する規定。

42ページ下段から45ページ中段までをご覧ください。

第90条は「身体障害者等に対する種別割の減免」に関する規定。

45ページ下段から46ページ下段までをご覧ください。

第91条は「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」に関する規定で、いずれも、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は、いずれも平成29年4月1日であります。

46ページ下段から47ページをご覧ください。

第132条の7は「土地に対して課する特別土地保有税に関する規程の準用」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

47ページ下段から48ページをご覧ください。

附則第3条の2は「延滞金の割合等の特例」に関する規定。

48ページ下段をご覧ください。

附則第4条の2は「公益法人に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、いずれも、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

49ページ下段から50ページ上段をご覧ください。

附則第6条は「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」に関する規定で、一定の取組を行う個人が、特定一般用医薬品等を購入費として支払った場合の医療費控除の特例が新設されたことに伴う所要の整備でございます。

施行日は、平成30年1月1日であります。

50ページから51ページをご覧ください。

附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、 固定資産税の「わがまち特例」の対象資産として、5項に国土交通大臣の証明がなされ た津波対策用の償却資産を加え、特例割合を2分の1に、8項及び9項に太陽光又は風力を 電気に変換する再生可能エネルギー発電機を加え、特例割合を3分の2に、10項、11項及 び12項に水力、地熱、バイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー発電機を加え、 特例割合を2分の1に、15項に国土交通大臣の証明を受けた都市再生特別措置法第29条第 1項第1号に規定する公共施設等の家屋及び償却資産を加え、特例割合を5分の4と定めた こと、また、これらの所要の措置に伴う項ずれ等の整備でございます。

施行日は、いずれも平成28年4月1日であります。

51ページ中段から52ページ上段をご覧ください。

附則第10条の3は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。 施行日は、平成28年4月1日であります。

52ページ中段をご覧ください。

附則第15条は「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

52ページ下段から55ページまでをご覧ください。

附則第16条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例(軽課)を1年間延長すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

続きまして、56ページから58ページにかけては、第2条関係といたしまして、多度津町税条例等の一部を改正する条例(平成26年多度津町条例第8号)の一部を改正するものです。

56ページから58ページをご覧ください。

附則第6条は「平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定に

よる車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車」に関する規定で、地方税法の改正に 伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

続きまして、59ページから64ページにかけては、第3条関係といたしまして、多度津町税条例等の一部を改正する条例(平成27年多度津町条例第20号)の一部を改正するものです。

59ページから64ページをご覧ください。

附則第5条は「町たばこ税に関する経過措置」に関する規定で、町税条例第19条の改正 に伴う所要の規定の整備でございます。

施行日は、60ページ下段の附則第5条第7項の改正規定「、新条例」を「、町税条例」に、61ページ上段の「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び61ページ上段の同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)が、平成29年1月1日、61ページ中段の同項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)が、平成29年4月1日、それ以外の改正部分は、平成28年4月1日であります。

14ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、14ページ下段から、第1条として「施行期日」、15ページ下段から、第2条として「町民税に関する経過措置」、16ページ中段から、第3条として「固定資産税に関する経過措置」をそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、議案第2号、多度津町都市計画税条例の一部改正についての専決処分の 承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

4ページ上段をご覧ください。

第2条は「納税義務者等」に関する規定で、地方税法第349条の3において、固定資産の 課税標準の特例対象条項の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

5ページ中段、6ページ上段及び下段、7ページ中段、8ページ上段をご覧ください。

附則第3項から第7項までは、「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの 各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第25条の改正による、適 用条文の項ずれでございます。 8ページ下段をご覧ください。

附則第8項は「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第26条の改正による、適用条文の項ずれでございます。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、 平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による、と規定するものでご ざいます。

続きまして、議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、本町の国民健康保険税条例の所要 の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税について、被保険者の負担の適正化を図るため、「基礎課税額」及び「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を引き上げる一方、低所得者層の負担軽減措置における所得判定基準額の見直しを行うことにより、

「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」及び「介護納付金課税額」に係る負担 軽減措置の対象世帯を一部拡大するものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

4ページをご覧下さい。

第2条は、国民健康保険税の「課税額」に関する規程でございます。

第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に、それぞれ引き上げる改正でございます。

4ページ下段から5ページをご覧ください。

第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、5ページ上段は、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正。

5ページ下段をご覧ください。

第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に 乗ずべき金額を、現行の26万から26万円5,000円に。

6ページ上段をご覧ください。

第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に

乗ずべき金額を、現行の47万円から48万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございます。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用 し、平成27年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると規定するもので ございます。

続きまして、議案第4号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確化を図るために本町の固定資産評価審査委員会条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

5ページをご覧下さい。

附則第2項の「適用区分」に関する規程で、引用法令等を「平成28年4月1日以後に地方 税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第 3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には 当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項にお いて「公示等」という。)がされる場合」に改め、従前の例を「同日前に公示等がされ た場合」に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号、専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部改正)、議案第2号、専決処分の承認について(多度津町都市計画税条例の一部改正)、議案第3号、専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部改正)、及び議案第4号、専決処分の承認について(多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きますようお願いを申し上げます。